



書評 荒武賢一郎編『世界とつなぐ 起点としての日本列島史』

高槻, 泰郎

(Citation)

東北アジア研究, 21:131-139

(Issue Date)

2017-02-28

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90005272>



《書評》

荒武賢一郎編

『世界とつなぐ 起点としての日本列島史』

清文堂出版、2016 年、366 頁

高槻 泰郎*

ARATAKE Ken'ichiro ed., History of the Japanese Islands linked to the world,
Seibundo, 2016.

TAKATSUKI Yasuo

本書は、東北大学東北アジア研究センターおよび同センター上廣歴史資料学研究部門の共同研究「日本列島の文化交渉史—経済と外交—」の成果をまとめた論文集である。編者は「列島内部の歴史分析、日本と他地域の交流史を、「日本史」に収斂させることなく、日本から発信してより広い視座で議論をしたい」との意図を書名に込めたとするが、この背後には近年における歴史学の動向への疑問があるという。それは、グローバル・ヒストリーの隆盛に代表される一国史的研究からの脱却の流れは、つまるところ「日本史のため」でしかないのではないかと、との疑問である。

海外との関係を分析しながら、最終的には日本史の文脈に論を回収してしまう傾向に警鐘を鳴らした上で、編者は日本列島の歴史研究を起点にして議論を組み立ててもよいのではないかと提案する。そのためには、経済と外交という国際的議論に馴染みやすい切り口から、日本列島各地の地域史を論じ、それを日本史へ展開し、さらに世界史にも接点を見出すことが必要であるとの狙いが説明されている。

確かに本書に収録されている9篇の論文は、いずれも地域研究であり、経済ないし外交の問題を扱っているが、個々の論者が扱っている地域、時代、事象はそれぞれ異なっており、9篇を通してひとつの命題を証明するという形は採られていない。したがって、本書の書評を執筆する上では、個々の論文がそれぞれ日本史への展開、および世界史との共通点を見出すことに成功しているか否かを判定することが求められるだろう。

このことを踏まえつつ、以下では個々の論文について寸評を加え、最後に本書の狙いがどこまで貫徹されていたかを評価したい。

*神戸大学経済経営研究所・准教授

第1章「近世関東における干鰯流通の展開と安房」(宮坂新)は、17世紀における関東における房総産干鰯の流通について、その構造変化に着目した先行研究による研究成果を、「関東鰯網来由記」(1771年)、「干鰯問屋起立調書」(1863年)、「先祖六右衛門従申伝事」(1825年)という3点の由緒書を主たる素材として再検討している。

紙幅を節約するため、本章の主たる成果を箇条書き風に整理する。【先学の知見①】関東における干鰯漁は関西漁民の進出によって展開した→【成果①】安房に関して言えば、干鰯流通に先行して、江戸向けの鮮魚流通を目的とする関西漁民の進出が見られた。【先学の知見②】干鰯の江戸問屋と浦賀問屋は、前者が銚子産、後者が上総・安房産と棲み分けていた→【成果②】地域別棲み分けではなく、陸上・河川輸送分が江戸問屋、海上輸送分が浦賀問屋という形での棲み分けと理解すべき。【先学の知見③】安房産干鰯が浦賀ではなく江戸に送られるようになり、浦賀問屋の後退を招いた→【成果③】生産規模が相対的に小さかった安房産干鰯のみならず、九十九里産干鰯までもが江戸送りとされたことが浦賀の入荷量減少をもたらした要因である。

このように先学の研究成果を実証的に乗り越えることに成功している本章であるが、その学術的意義が説得的に論じられているとはいいがたい。「安房からの江戸送り」が浦賀問屋と江戸問屋の力関係を変えた、関東における干鰯の流通構造を変えたから重要であるとの主張だが、その日本史上の意義をやはり問いたくなる。冒頭において、干鰯漁の盛行が綿作と深く関わるということが記されているが、本章が明らかにした干鰯の流通構造の変化は、魚肥市場や綿作にどのような影響を与えたのであろうか。説得的な議論が展開されているだけに、この点について展望だけでも欲しかったところである。些末なことかもしれないが、干鰯の取引単位「俵」の指す内容(目方/容積)について、何らかの説明が欲しかった。

第2章「文政年間の本綿流通統制をめぐる三井越後屋と鳥取藩の交渉」(下向井紀彦)は、三井越後屋が天明2年(1782)から開始した伯州本綿の仕入れに対して、鳥取藩が文政元年(1818)より統制を加え、三井越後屋の直仕入れを禁止して、藩の指定した買座での仕入れに限定した一件につき、越後屋と鳥取藩の交渉を詳細に検討した論文である。

直仕入れの継続を目指して、種々交渉を仕掛けた三井越後屋の希望は退けられ、流通統制が文政8年(1825)まで続けられた結果、三井越後屋は雲州本綿へのシフトを進めたという基本的な流れはこれまでも紹介されてきたが、本章は、この結果に至るまでに、三井家が鳥取藩国元と大坂蔵屋敷を巻き込んだ交渉を展開していたこと、その過程で藩側から一定の譲歩を引き出していたこと、藩内部でも見解が分かれていたことを明らかにした。

また、旧来の藩専売研究においてしばしば描かれる、都市部の問屋商人を生産地から排除し、領内の生産物を独占しようとする藩の姿勢は、少なくとも鳥取藩による伯州本綿統制については当てはまらず、結果的には決裂したとはいえ、都市商人との関係も決して軽視してはいなかったとのメッセージを、日本史研究に投げかけていることも特筆に値する。

著者はこれまでも三井越後屋による伯州本綿ならびに雲州本綿の直仕入について論稿を発表しており、それゆえであろうか、分析の前提として押さえておくべき背景の説明が不足している

ように感じた。例えば、第 1 節第 3 項で突然「御船手役所」が出てくるが、なぜ三井越後屋が船手役所に嘆願を行ったのかの説明を欠いている。また、そもそも三井越後屋が伯州木綿の直仕入れに拘った背景として、絹織物と比べて木綿製品は単価が安く、仕入れ値を低く抑えることが、当時激化していた他店との競争を勝ち抜くために重要であったことにも触れるべきである[財団法人三井文庫 1980:190-191、410]。

後者の点は論旨にも関わる。本章は、鳥取藩が三井越後屋の要求を頑としてはねつけ、流通統制を断行した理由を「当面利益重視の姿勢」(64 頁)と説明しているが、三井越後屋との関係に亀裂を入れてまで、同藩が統制に踏み切った理由としては物足りない。木綿製品は利益率の低い商品でありながら、大衆需要が増大し、都市商人間で仕入れ競争が激化していた商品であったがゆえに、同藩が強気の姿勢を示したとは考えられないだろうか。

なお、史料 13 に「近年殿様種々御物入」とあり、これを藩主の手元金について述べたものと解釈しているが(65 頁)、大名貸証文にまみえられる「主人要用二付」と同様、「表」の財政について述べていると読む方が自然であろう。また、同史料に見える「先納」を献金と解釈しているが、一般的に「先納」とは献金(「上げ切り」)ではなく貸付である。

第 3 章「近世後期大坂商人の記録と情報—鴻池市兵衛家の史料から—」(荒武賢一朗)は、大坂の中堅両替商である鴻池屋市兵衛の四代当主が書き残した、文化 14 年(1817)9 月から天保 3 年(1832 年)12 月までを網羅する日記を素材として、萩藩、土佐藩、岡山藩などとの金融取引を様々な視点から論じている。

個々に興味深い指摘がなされ、思わず頬が緩んでしまうようなエピソードもふんだんに盛り込まれた本章ではあるが、筆者自身も述べるように事例の豊富化にとどまっている。大坂蔵屋敷について研究蓄積のある筆者だけに、大商人・大大名間の関係によって描かれることが多い大坂での金融取引について、中規模両替商や中小大名の目を通して見た時に何が言えるのかという点についての展望を示して欲しかった。

なお、鴻池屋市兵衛が、萩藩の御用を貞実に務めた功により、安永 7 年(1777)に、合力米 35 俵から扶持方 10 人(50 俵)へと加増された例を紹介し、これを「主従関係の構築」と解釈している点については疑問が残った(96-97 頁)。熊本藩家中となることを切望し、それを実現した熊本藩用達の茨木屋安右衛門の例(108-110 頁)は、主従関係の構築事例と見なし得るかもしれないが、同じ熊本藩から扶持どころか知行を受けていた大坂商人・加島屋作兵衛は、熊本藩に対して自らを「家来同前」(≠家臣)と表現しており、茨木屋とは温度差がある[高槻 2014]。大坂両替商、特に大両替商と言われる家は、複数の藩からの扶持を受けることがあったことも視野に入れるべきである。

評者自身は、「家中」と「外部の協力者」の中間に位置し、両者を繋ぐ役割を果たしたのが「館入」と呼ばれる用達集団であったと理解しているが、この理解の妥当性について、今後も筆者と議論を続けていきたいと思う。

第 4 章「近世天草陶磁器の海外輸出」(中山圭)は、近世天草陶磁器の海外輸出の展開について、

文献資料、発掘資料の双方を駆使して、その世界史・日本史上の意義について論じた力作である。最高品質を誇る天草陶石(現在でも国内で8割のシェア)を産出しながら、窯業地としては確立できず、有田に対して陶石を供給する地位に天草地域が甘んじたのはなぜか。この興味深い問いかけに対する本章の答えは、東南アジア市場での競争力不足と、有田の陶磁産業を徹底的に保護した佐賀藩による統制策の2点である。

天草陶磁器は、1650年～80年代の東南アジア向け輸出、および1778年～1781年の3年間に行われたオランダ向け輸出と、二度にわたって海外輸出を実現している。最初の東南アジア向け輸出は、明清交代期の混乱によって中国陶磁器の出荷が停止されていたことに伴う、爆発的な受注増によってもたらされたものであるが、東アジア情勢が安定し、中国磁器が再度大量に流通するに至り、有田も含む肥前磁器が築いた東南アジア市場でのシェアは奪還されてしまう(133-135頁)。国内市場へのシフトによって生き残りに成功した有田窯業に対して、天草の磁器生産はここで途絶を強いられる。

100年後に再び展開した海外輸出は、長崎奉行の後押しによってオランダ商館への売り込みが行われた結果、実現したものであるが、資金力、技術力、販売ノウハウの面で有田に敵うべくもなく、ごく短期間で輸出は止まってしまう。18世紀以降、ヨーロッパでもドイツマイセンなどで磁器生産が始まり、日本磁器輸出が総体として斜陽化していたことも背景として指摘されている。

本章は、産地形成、産地間競争の文脈において重要な事例を提示しており、経済史家、開発経済学者の関心を惹くものとなっている。また、佐賀藩独占となっていた輸出陶磁器産業に、幕府直轄地の窯を参入させようとした長崎奉行筋の行動については、当該期の領主階級が盛んに進めたとされる「興利主義的政策」[藤田 2007]との関わりの中で議論すれば、日本史研究者にも広く訴求するはずである。幕府による興利政策と、大名によるそれとが衝突した事例の分析は少なく、その意味で本章の事例は大きな意義を有している。

なお、史料2に関する解釈(152頁)について指摘しておきたい。史料2の後段に書かれている内容は、良質な焼物土を握っている以上、その移出を差し止めれば有田の焼物師がこちらに集まってくるかもしれないが、それでは焼物土を移出することで渡世している「其日暮之者共」の仕事を奪うことにもなるので、まずは焼物巧者を有田から招き入れ、「其日暮之者共」に対して技術伝習を行えば、将来的には焼物土を移出する必要もなくなる(ひいては有田の焼物師がこちらに集まってくる)というものであり、本章の論理展開を補強しているのも、より丁寧に叙述すべきであったように思う。

第5章「内国勸業博覧会における出品者の意図」(小林延人)は、内国博における出品者側の意図について、出品当事者による記録から分析を試みたものである。それによれば、第4回内国博(1895年4月1日～7月31日)に清酒を出品した山口県都濃郡の國廣八助は、①出品物販売、②他の出品物視察、③観光という目的を、山口県行政の支援を受けながら遂げていたとする。これは既存研究においても強調されてきた、内国博の「評価機能」、「公示効果」を再確認するものであるが、

地方政府による勧業のあり方に、新たな視点を付加するものである。

一方、「評価機能」、「公示効果」が期待できない分野もあり、その代表が鉱業であったとする。鉱山経営においては、地質の相違や鉱石の性質によって最適な技術は変わるため、ある鉱山の技術体系が、そのまま他の鉱山へと適用されるわけではなかったからである。さりながら、1896年に政府から佐渡鉱山の払い下げを受けた三菱合資会社が、第5回内国博(1903年3月1日～7月31日)に出品をした狙いは奈辺にあったのか。筆者によれば、払い下げを受けた前後に、地域住民の反対や労働者の同盟罷工が起っていた中で、三菱としては官業から資本・技術を正當に継承し、発展させてきたことを社会に発信する手段として、内国博を利用した蓋然性が高いとされる。

内国博について、その開催意図および効果については分厚い研究蓄積がある一方、出品者側の意図については必ずしも議論されてこなかったとする問題提起は適切であり、かつ上記2つの事例から導き出された結論(内国博の意義を、物品販促や技術交流のみに収斂させてはならない)によって着実に回収されている。また、分析対象期間における流通網の変化、技術・発明の盗用を防ぐための法整備の過程についても目配りがなされている点も、読者の理解を助けていると同時に、筆者の研究視野の広さを示している。

内国博の機能を再検討するという視角には賛同できるが、三菱による佐渡鉱山の出品意図が「評価機能」、「公示機能」の埒外にあったと評価している点に疑問が残った。公示と評価を本是とする内国博だからこそ、この2点に仮託しつつ、実際には「イメージ戦略」が採られたと解釈する方が自然ではなかろうか。比較的汎用性の高い技術であれば、鉱山技術であっても審査官が取り上げている事実から見ても(204頁)、技術の「公示」を行いつつ、「官業以来の技術・伝統の継承」を訴えることに、佐渡鉱山出品の妙味があったと評者には感じられた。

第6章「近世日朝知識人の文化交流—『鶏林唱和集』を中心に—」(鄭英實)は、朝鮮通信使と日本の文人が唱和した詩文や文章のみをまとめた日朝共同の創作物である筆談唱和集の内、最も代表的な「鶏林唱和集」(1712年刊行)に着目する。朝鮮側が残した公的な記録である「使行録」と違い、日朝交流の実態を伝えるものであることから、筆談唱和集に関する研究は韓国でも進められているという。しかし、「朝鮮人の立場からみる日朝知識人の交流」という一方通行的な関係論に陥る懸念があるため、日本側の立場を意識して分析を加え、日朝交流の実態解明を目指すことが本章の狙いと説明される。

その主要な成果を箇条書き風に整理する。(1)『鶏林唱和集』は、来日した通信使の帰国からわずか3ヶ月後に刊行されていること、(2)この速度を可能にしたのは、通信使との筆談の内容が江戸幕府、林家に対して提出することが義務づけられており、もともと整理されていたこと、そして儒者と出版関係者の人的つながりが効率的な資料収集を可能にしたことの2点であること、(3)公的な記録では窺い知れないこととして、通信使が日本の多様な階層(幕臣、諸藩士、漢学者、本草学者、俳人、画家、書家、神職、製墨者、医者、僧侶など)と交流していたこと、(4)林家は通信使への応対において一定の存在感を示しているものの、『鶏林唱和集』での扱いは薄く、林羅

山死後、18世紀の文壇において存在感を失っていたことを裏付けていること。

上記の他、日朝間で身分階級に関する認識のズレが看取されるなど(236頁)、両国にまたがった分析が可能な著者ならではの知見が得られ、研究の国際化がもたらす恩恵を感じさせてくれる本章であるが、とりわけ評者は、通信使に対して失礼のないよう(同時にいたずらにへりくだることもないよう)、幕府が触れとして通達していること、同時に対馬藩が朝鮮側に、日本人に対して礼儀に背く言動は避けて欲しいと事前に伝えていたことに興味を惹かれた(224-227頁)。こうした政府レベルでの事前に摩擦を回避する努力は、朝鮮側においても行われていたのだろうか。また日本側の対応と違いがあったのだろうか。筆者の今後の研究において触れてもらいたい点である。

なお、226頁所引の史料について、「国体」という言葉を「幕府の政治体制」と訳しているが、この文脈では、国の体面や体裁の意で読むべきかと思う。

第7章「対馬宗家の対幕府交渉―正徳度信使費用拝借をめぐる―」(古川祐貴)は、正徳度の通信使を契機として、対馬藩が来聘費用を幕府から拝領・拝借するようになった背景を説明する。信使来聘は、本来ならば対馬藩が幕府に対して負った役儀でありながら、その費用負担を幕府に願い出て許可された事実(正徳元年(1711)2月27日)、幕府財政の悪化により、拝借金が緊縮されていたなかで、御三家ですら例を見ない5万両もの拝借を実現した事実、それも明清交代後の東アジア世界の安定により、幕府が異国に対する関心を低下させていたと言われる時期に、上記を達成した事実。本章は、対馬藩による「内証ルート」での対幕府交渉を丹念に復元することで、当該期の幕府の課題、対馬藩の課題を明確に整理し、これらの事実が生起した背景を明快に説明している。

筆者によれば、荻原重秀の助言にしたがって、藩財政が窮乏していることを示す「誓旨」を作成したり、当時複数の懸案がありながら、対幕府交渉を来聘費用拝借の一点に絞ったりするなど、対馬藩は自らの願いの向きを重く見せるように工夫していた。確かにこれらも重要な要素であるが、幕府が信使来聘を重しと判断したこと、史料上の表現で言えば、「畢竟異国江之御外聞難黙止奉存候付、不顧憚別紙書付之通拝借奉願候」(260頁)という対馬藩の論理を幕府側が受け入れた背景を、対馬藩の手入れが巧みであったことだけで説明するのは難しい。

もとより筆者もそれだけで説明するつもりはないのであろうが、「内証ルート」分析の切れ味が鋭いがゆえに、対馬藩の交渉力に全てを帰結させてしまっている印象を与える。江戸幕府の外交政策(対外認識)、その中における対馬藩の特殊性のそれぞれを検討することによって、正徳度通信使の画期性は、より多角的に論じられるのではなかろうか。

また、筆者は対馬藩が抱えた事情を、「幕府の「御美目」となるにも拘らず、それを役儀として担わなければならない「矛盾」」(265頁)と説明している。幕府のために実施することであるから、幕府が費用を負担してしかるべきであるのに、実施者が費用を負担するのは矛盾であるが、正徳度信使までの対馬藩は、その矛盾をあえて受け入れて役負担に応じてきた、との理解であろうか。決して小さくない問題であるため、この点に関する筆者の理解を、もう少し丁寧に叙述して欲し

かった。

第 8 章「琉球王国の財制と外交儀礼—戌冠船をめぐる—」(麻生伸一)は、明清朝の皇帝が琉球の新国王を冊封するために派遣する使節である冠船の内、天保 9 年(1838)の「戌之御冠船」(清朝→尚育王)に着目し、その費用負担の問題を論じている。

琉球国王は近世日本の権威に依った即位、清朝の権威に依った即位という二度の即位を経験する。琉球国王が死去すると、国王候補者が薩摩に報告され、薩摩は幕府に伺いを立てて承認を受ける。その情報が琉球に到来すると、一度目の即位儀礼が執り行われる。その後、清朝へ冊封使の派遣を要請し、冠船が渡来する。これが二度目の即位儀礼、かつ即位過程の総仕上げと見なすことができるという。

琉球国王にとって冠船とは、明清朝による琉球王国の権威付けであると同時に、薩摩の琉球支配を牽制するものであるとも捉えられてきた。近世日本の権力構造から外れた琉球の姿を、薩摩側にアピールする機会が冠船であり、民衆の疲弊をもたらしたとしても、琉球国王は、その費用を負担して迎え入れねばならなかったと、これまで理解されてきた。

これに対して筆者は、冠船渡来の費用がどのように賄われていたかを検討することにより、薩摩藩の深い関与と支援を析出している。具体的には、薩摩商人との借銀交渉において薩摩藩が琉球王府の後ろ盾となったり、薩摩藩自身が大坂商人から資金を借りて琉球王府へ貸し付けたりするなど、琉球王府の資金調達を支援していたことが明らかにされた。また、清朝の冊封使節の行列を、薩摩役人が「御覧」になっていたこと、冊封使節が帰国した後、国王が在番奉行所に「光駕」して、「封土使饗応之儀、御国之以御陰万端無残所相調致安堵候」(300 頁)と伝えていたことが指摘されている。薩摩藩抜きでは冠船が執り行えないという状況が端的に説明されたものと筆者は述べる。

課題設定、論証の展開、いずれも的確であり、「近世日本の権力構造から外れた琉球の姿を薩摩側にアピールする機会としての冠船」というこれまでの定義を相対化するという筆者の狙いは、実証的に達成されていると評価できる。

この達成を踏まえて、次に問われるべきは、「冠船」を薩摩藩(ないし江戸幕府)がどのようなものとして捉えていたのか、という点である。本章により、薩摩藩が財政支援を申し出てまで「冠船」の実施に骨を折ったことは十分に明らかにされたが、薩摩藩自身が行う「江戸立」より優先させたわけではないことも、また見えてきた(284 頁後段に指摘されている借銀返済における「江戸立」の優先など)。「江戸立」という重要な行事がありながら、なぜ「冠船」の実施を薩摩藩は支援したのか。「冠船」の実施が滞り、「王爵致疎略候筋」(306 頁)になることは、薩摩藩(ないし江戸幕府)とどのように関わるのか。今後の研究展開を強く期待したいところである。

第 9 章「フランス領グアドループ島と日本人について—実証的研究を目指して—」(ル・ルーブレンダン)は、1894 年にフランス領グアドループ島に到着した日本人出稼ぎ移民に着目した実証研究である。筆者は、グアドループ島への日本移民に関する既存研究を高く評価する一方、日本の資料しか踏まえていないと批判した上で、この大規模移民が実現した背景を、日仏双方

の政府、民間経営の視点から説明する。

まず、移民が実現した経済的背景として、日本国内における労働供給過剰の問題、グアドループ島における糖業の近代化(プランテーション化)による労働需要の増加、1848年の黒人奴隷制廃止に伴う労働力不足の問題が説明される。プランテーション化が推し進められた背後には、金融機関の働きがあったことが指摘されている。1852年に設立された植民地銀行・グアドループ銀行は、製糖企業への短期融資に特化し、工業的生産体制が求める中長期的融資を提供しなかったことから、1860年に植民地信用会社(後に植民地不動産銀行へ改称)が設立され、この融資によって工場が4つ新たに建設されたという。

こうした背景の下、日本人労働者の移民事業が持ち上がる。その発端は、1894年2月5日に、植民地不動産銀行社長が、貿易商植民地局次官に宛てて出した書簡に見られるという。当時のフランス法制においては、ヨーロッパ以外の国々からの移民は、海軍植民地大臣の許可が必要であったため(1852年デクレ第7条)、移民の企画者たる植民地不動産銀行社長が本国政府関係者に宛てて希望を提示したものである。

その後、政府筋と植民地不動産銀行およびグアドループ島資本家との間で、認識のズレが生まれる。政府にとって日本人移民は、1852年デクレ(=行政権力による文書化された命令、決定)に基づく移民である一方、不動産銀行と現地資本家にとってのそれは、「国家または植民地の助成金を受けて行われる事業ではなく、諸個人により、自分の出費で、一般法に基づいた労働契約を利用して行われる雇用事業」であった。最終的には現地側が譲歩し、1852年デクレを引き継いだ1890年デクレに定められた規制に従うものとして、日本人移民を受け入れることになる。

本章は、奴隷制廃止に伴う労働者雇用の問題、近代的工業の勃興による労働需要の増加という当時普遍的な問題を横糸に、日仏政府の思惑、現地資本の思惑を縦糸にして議論を構築することで、グアドループ島への日本移民に関する既存研究を大きく止揚することに成功したと評価できる。

その上で、問うておきたいのは、1852年(1890年)デクレに基づく移民と、自由な労働契約に基づく移民との違いである。この違いが労働者にとって、あるいは現地資本にとって、いかなる意味を持ったのかについて、ほとんど説明がないように見受けられた。もとよりこれは「今後の課題」になるのかもしれないが、1894年に、490名の日本人移民がフランス領グアドループ島に到着したという、世界史的に見れば小さな出来事を、普遍的な検討課題を孕む問題として位置づけるという筆者の挑戦は、上記課題をクリアすることによってはじめて完遂すると評者は考える。

以上、9章分の議論を駆け足で紹介し、寸評を加えてきた。個々の論文は、それぞれに実証的な質が高く、不勉強な評者の視野を広げるところ大であったし、より多くの読者に読まれるべき論集であると確信した。

では、論集総体としてはどうか。経済と外交という国際的議論に馴染みやすい切り口から、日本列島各地の地域史を論じ、それを日本史へ展開し、さらに世界史にも接点を見出す、という本書の狙いは、どれだけ達成できていただろうか。

結論から言えば、世界史への接点という点において、厳しい評価を下さざるを得ない。「日本列島の歴史研究を起点にして議論を組み立てる」という課題が掲げられていながら、日本人が執筆した章において、海外の研究文献が全く参照されていない。海外の研究者が、この論集を日本語のまま読むことは、率直に言って考えられない。英語に翻訳したところで、純然たる日本の文脈で書かれている章が参照されるとは思えない(日本研究に関心がある海外研究者は別として)。したがって、第6章と第9章以外は、世界史への発信が現時点では果たせていないと判断せざるを得ない。そもそも執筆者陣が、「世界とつなぐ起点としての日本列島史」というコンセプトを共有できていたのかについても疑問である。編者の掲げた問題意識、狙いには大いに賛同できるだけに、コンセプトの共有と徹底を、今少し図って欲しかった。

もとより、この批判は個々の論稿の価値を貶めるものではない。評者が把握する限り、論集に所載の論稿は、国立情報学研究所のデータベース(CiNii)には掲載されないため、読者の目に止まりにくいという問題がある。この拙い書評を契機として、少しでも多くの読者に、優れた論稿が届くことを願っている。

引用文献

財団法人三井文庫編

1980 『三井事業史 本篇第一巻』東京：三井文庫。

高槻泰郎

2014 「近世中後期大坂金融市場における「館入」商人の機能」『日本史研究』619：91-107。

藤田覚

2007 『田沼意次一御不審を蒙ること、身に覚えなし』京都：ミネルヴァ書房。